

法令適用事前確認手続 回答書

平成15年9月18日

有限会社エス・ディ・エス総合研究所  
森下 隆 殿

自動車交通局貨物課長

平成15年8月20日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。  
なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実について、貨物自動車運送事業法第三条の許可が必要であり、照会法令の対象となることは、平成15年8月12日に回答したとおりである。また、貨物自動車運送事業法第六条の基準に合致することの確認については、照会者から提示のあった行為から判断すると、許可の基準に適合しないと認められる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業法第六条は同法第三条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同法第三条の許可をしてはならないと規定されている。次に掲げる基準は以下のとおりである。

- 一 その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- 四 特別積合せ貨物運送に係るものにあつては、事業場における必要な積卸施設の保有及び管理、事業用自動車の運転者の乗務の管理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送を安全かつ確実に実施するため特に必要となる事項に関し適切な計画を有するものであること。

さらに、これらの基準の詳細については、許可権限を有する各地方運輸局長が公示し

ている「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」(以下「公示基準」という。)において定められている。

公示基準においては、営業所、最低車両台数、事業用自動車、車庫、休憩・睡眠施設、運行管理体制、資金計画、法令遵守、損害賠償能力及び許可に付す条件等の審査項目についての具体的な基準が掲げられているものである。

照会者から提示のあった行為は、「産業廃棄物の収集運搬業(積み替え保管を含む)を現有の車両1台を用いて有償で運搬いたします。」という事実から、公示基準の最低車両台数を満たしていないものであり、貨物自動車運送事業法第六条の許可の基準に適合しないものと認められるものである。

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」における「1. 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を除く。)の許可」中、「(2) 最低車両台数」(抜すい)

#### (2) 最低車両台数

営業所ごとに配置する事業用自動車の数は種別(貨物自動車運送事業法施行規則第2条で定める種別)ごとに5両以上とすること。

計画する事業用自動車(以下「計画車両」という。)にけん引車+被けん引車を含む場合の最低車両台数の算定方法は、けん引車+被けん引車を1両と算定すること。

霊きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ(他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。)の地域における事業については、に拘束されないものであること。